



kanamoto
examiner

カナモトエグザミナー

株主の皆様ならびに投資家の皆様へ

vol.112

第61期(2025年10月期)事業報告号

CONTENTS

To Our Shareholders

株主・投資家の皆様へ 代表取締役社長 金本哲男 3

Consolidated Financial Highlights

第61期(2025年10月期)連結財務ハイライト 4

Report of Operating Results and Financial Position

第61期(2025年10月期)事業報告 5-19

- ▶ 1. 企業集団の現況に関する事項
- ▶ 2. 会社の株式に関する事項
- ▶ 3. 新株予約権等に関する事項
- ▶ 4. 会社役員に関する事項
- ▶ 5. 会計監査人に関する事項
- ▶ 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況
- ▶ 7. 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類 20-22

連結計算書類に係る会計監査報告 23-24

計算書類 25-27

計算書類に係る会計監査報告 28-29

監査役会の監査報告 30

Topics

トピックス 31

Outlook for the Next Consolidated Fiscal Year

第62期(2026年10月期)の見通し 32

Medium-term Management Plan “Progress 65”

中期経営計画「Progress 65(プログレス ロクゴー)」 33

Investor Information

株主の皆様へ 34-35

以下の書類につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。
①連結注記表 ②個別注記表

ここに2025年10月期におけるカナモトグループの活動状況を報告し、今後の方針を申し述べます。

当期の日本経済は、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の回復、設備投資の堅調な動きなどを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、世界的な金融政策の動向や地政学的リスク、資源価格の高騰や物価上昇の継続などにより、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループのコアビジネスである建機レンタル事業の主要顧客である建設業界におきましては、人手不足や資材価格の高騰、さらには脱炭素社会への対応など、複合的な課題に直面しております。これらへの対応として、業界全体で施工の効率化やICT建機の導入、デジタル技術を活用した生産性向上の取り組みが加速しております。足元では公共工事や民間プロジェクトを中心に建設投資が堅調に推移しており、国土強靭化やインフラ老朽化対策などの公共投資も継続されていることから、中長期的には安定した需要が見込まれる状況です。

かかる状況下、中期経営計画「Progress 65」は初年度を終え、2期連続での增收増益を達成し、2030年ビジョンとして掲げる目標にも大きく前進しました。引き続き、重点施策として掲げている「成長戦略と資本効率の改善」、「DX戦略の強化」、「サステナビリティへの取り組み」を徹底的に進めることで、早期に当面のメルクマールであるROE8%以上への回復とPBR1倍超を達成できる体制構築を目指します。

具体的には、建機レンタル事業において資産稼働率と単価の一層の向上を図るとともに、資産の適正購入とロングライフ化による償却コスト削減を推進します。また、蓄積されたレンタルノウハウと大量・多様なデータベースをDX施策で活用し、業務の効率化・可視化を進め、データドリブン経営の実装を目指します。

一方で、成長戦略については、従前どおりオーガニックな展開による営業基盤の強化を進めると同時に、事業領域の拡大やソリューション機能の拡充に資する有効なM&Aを適宜実施し、トップラインの拡大を図ります。さらに、サステナビリティを意識した事業展開と社会環境変化への積極的対応により、事業のレジリエンスを高め、持続的な企業価値の向上を目指します。

今後も「高収益を基盤として、顧客・社員・株主に報いる、良質で強力な企業集団」というグループ企業理念を体現し、2029年10月期を最終年度とする中期経営計画「Progress 65」の各施策を着実に実行し、真のゼネラルレンタルカンパニーの実現に向けて邁進する所存です。株主・投資家の皆様におかれましては、当社グループへの変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



株式会社カナモト
代表取締役社長

金本 博男

第61期(2025年10月期)連結財務ハイライト

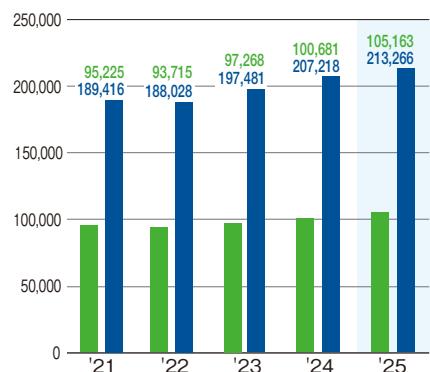
[セグメント別売上高及び売上比率]



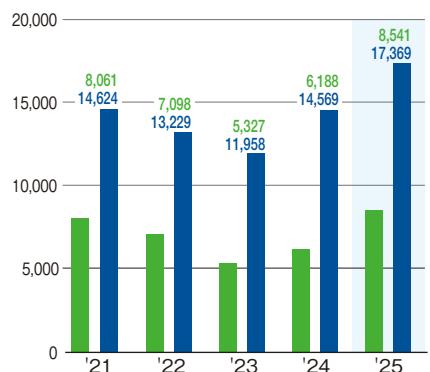
● 売上高	2,132億66百万円
● 営業利益	173億69百万円
● 経常利益	179億51百万円
● 親会社株主に帰属する 当期純利益	109億77百万円

■ 第2四半期 ■ 通期

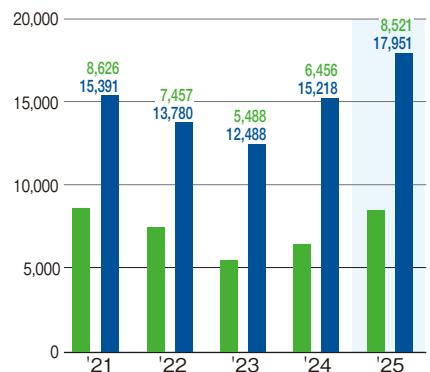
売上高 (単位：百万円)



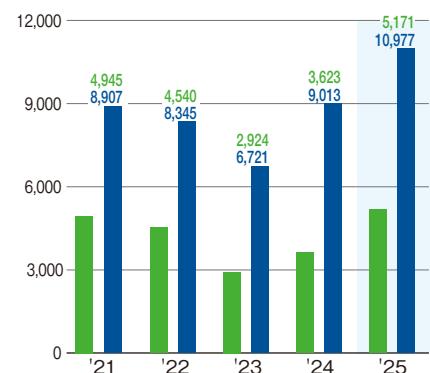
営業利益 (単位：百万円)



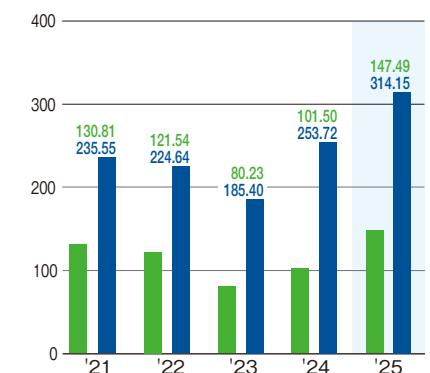
経常利益 (単位：百万円)



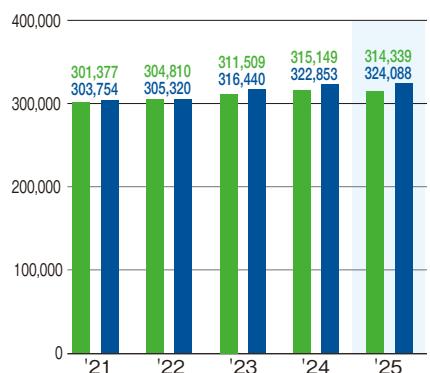
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期(四半期)純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、物価上昇の継続や地政学的リスク、米国の通商政策の影響などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが関連する建設業界においては、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資も堅調な企業収益を背景に持ち直しました。一方で、建設資材価格の

高止まりや建設技能労働者の不足が長期化しており、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況のなか、当社グループでは、中期経営計画「Progress 65」(2025～2029年度)の実現に向け、3つの重点施策「成長戦略と資本効率の改善」「DX戦略の強化」「サステナビリティへの取り組み」を着実に進め、持続可能な収益基盤の拡充に努めております。

2025年10月期の連結業績につきまして

は、売上高は2,132億66百万円（前年同期比2.9%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は173億69百万円（同19.2%増）、経常利益は179億51百万円（同18.0%増）、また、親会社株主に帰属する当期純利益は109億77百万円（同21.8%増）となりました。

セグメント別の概況については次ページのとおりであります。



(注)本事業報告には写真やグラフ、図などご参考となる資料を掲載しております。
ご参考となる資料には、本注釈と同系色（黄土色）の墨線や地色を配しています。

建設関連事業

主力事業である建設関連におきましては、公共工事の継続や都市再開発案件の進展により、地域ごとの需要動向は異なるものの、建設機械レンタルの需要は堅調に推移しております。

また、当社グループでは、収益性向上に向けた運用効率の改善や営業プロセスの高度化を進めるとともに、顧客ニーズに即した営業ツールの最適化も図るなど、さらなる事業成長に繋がる体制整備を推進しました。

これらの結果、同事業における地域別売上高の前年同期比は、北海道地区5.2%増、東北

地区4.6%減、関東甲信越地区6.2%増、西日本地区8.0%増、九州沖縄地区2.4%増となりました。

中古建機販売につきましては、レンタル用資産の運用期間の延長を進めつつ、期初計画に基づき売却を実施していることから、売上高は前年同期比7.8%増となりました。

以上の結果、建設関連の売上高は1,902億25百万円（前年同期比3.3%増）、営業利益は158億60百万円（同22.6%増）となりました。

ご参考

建設関連事業の売上高

(単位：百万円)



その他の事業

鉄鋼関連、情報機器関連、福祉関連は事業ごとに差はあったものの全体としては概ね見通しどおりに推移したことから、売上高は230

億40百万円（前年同期比0.0%減）、営業利益は9億41百万円（同13.6%減）となりました。

ご参考

その他の事業の売上高

(単位：百万円)



セグメント別売上高

(単位:百万円)

セグメント別	第60期 (2024年10月期)	第61期 (2025年10月期)	前年同期比増減率 (%)
建設関連事業	184,177	190,225	3.3
その他の事業	23,041	23,040	△ 0.0
合 計	207,218	213,266	2.9

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において増資または社債の発行による資金調達は行っておりません。

② 設備投資

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資は総額322億66百万円で、その内訳はレンタル用資産の購入が279億11百万円、営業所の新設・移転・増設など社用資産投資額が43億54百万円であります。

当企業集団における主な事業所の新設

株式会社カナモト

鹿児島営業所(鹿児島県鹿児島市) つくば営業所(茨城県つくば市) 西会津営業所(福島県耶麻郡) 占冠機械センター(北海道勇払郡)

当企業集団における主な事業所の閉鎖

株式会社カナモト

武蔵村山営業所(東京都武蔵村山市) 鉾路東営業所(北海道鉾路市) 室蘭事業所(北海道室蘭市) 大船渡営業所(岩手県大船渡市)
男鹿営業所(秋田県男鹿市) 気仙沼営業所(宮城県気仙沼市) 丸森営業所(宮城県伊具郡)

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		第58期 (2022年10月期)	第59期 (2023年10月期)	第60期 (2024年10月期)	第61期 (2025年10月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	188,028	197,481	207,218	213,266
経常利益	(百万円)	13,780	12,488	15,218	17,951
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,345	6,721	9,013	10,977
1株当たり当期純利益	(円)	224.64	185.40	253.72	314.15
総資産	(百万円)	305,320	316,440	322,853	324,088
純資産	(百万円)	140,611	143,677	149,713	157,463
1株当たり純資産額	(円)	3,571.98	3,729.73	3,950.40	4,227.68

(4) 対処すべき課題

当社グループの主力事業である建機レンタルビジネスにおいては、営業エリアの特性と顧客のニーズに即応したレンタル資産の選択が重要であります。蓄積されたデータに基づき、営業効率の極大化を目指した資産構成を構築し、きめ細かな営業体制により強靭な収益体質を確立しなければなりません。また、単なる物品賃貸にとどまらず、ワンストップで総合的な顧客サービスを行う「真のゼネラルレンタルカンパニー」を志向する必要があります。更に、仕入れコストや人件費の上昇などに対応すべく収益構造の改善が喫緊の課題であると認識しています。

① 成長戦略と資本効率の改善

建機レンタル事業におけるレンタル資産の「効率性の向上」と「生産性の向上」を目指します。

「効率性の向上」については、レンタル資産の適正な購入と資産運用のロングライフル化による償却コストの低減、およびエリアマーケティングとレンタル資産の管理強化に取り組んでまいります。次に「生産性の向上」については、レンタル資産の稼働率の向上とレンタル料の適正価格への引き上げに取り組んでまいります。

成長戦略については、従前どおりオーガニックの展開による営業基盤強化を進めると同時に、事業領域の拡大やソリューション機能の拡充に資するような有効なM&Aを適宜対応してまいります。また、海外各拠点におけるパートナー戦略を含めた営業体制の強化と資産管理および収益管理を徹底することで海外事業における収益の底上げを図ります。引き続き将来の成長エンジンとしての海外事業の更なる充実を目指します。

② 人材育成、グループ、アライアンスの強化

建機レンタル業界においては、企業間競争の激化により一段と峻別・淘汰が進み、合併連衡の気運が高まる可能性があります。人的資本への投資を拡充させ、建機レンタル業界の主導的企業にふさわしい知識とスキルを持つ社員の育成に努め、国内外の事業拡大に即応した人材育成に取り組んでまいります。また、ゼネラルレンタルカンパニー構想に欠かせない事業領域拡張のため、グループ企業との連携強化・アライアンス企業との関係強化を図り、グループ間のシナジー効果向上を実現させます。

③ 資産戦略の深化

レンタル資産の導入においては市場ニーズを最優先させながら、国土交通省が推進するi-Construction 2.0に沿ったICT機器の提供、デジタル技術を活用した安全システムや遠隔管理システムの開発を強化し、より安全で効率的な運用を実現します。また、将来の市場性や収益性を十分に検討し、導入すべき資産の構成と適正量を決定いたします。さらに、資産の運用効率の向上を図るために、より一層のグループ間の連携体制の強化を進めます。

④メンテナンスコストの最適化

レンタル資産の価値の維持・向上は建機レンタルビジネスにおける生命線であり、社員教育の強化、業務プロセスの効率化、プライベートブランドによる消耗品コストの圧縮により、コスト構造を改善し、最適化することにより原価率の低減を目指します。

⑤DX戦略の強化

グループ指標のBIツールを活用した経営の可視化、Web受発注システムの導入および顧客への普及を進めています。RPA、BI、生成AI等の活用により、業務効率化・可視化を進め、データを基に各自が意思決定できるデータドリブン経営の実装を目指します。

⑥持続可能な社会への貢献

シェアリングエコノミーであるレンタルビジネスによって環境等への貢献を続け、国内・海外を含めた人権および人的資本への投資を推し進めることで、サステナブルな企業活動を発展させ社会への貢献度を高めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年10月31日現在)

事業内容	主な取扱商品
建設関連事業	建設用機械・器具、建設用仮設資材、建設用保安用品、計測機器、仮設ユニットハウス等のレンタル・販売
その他の事業	型鋼、鋼板、丸棒等鉄鋼製品の販売、請負工事、コンピュータ等のレンタル・販売、福祉用具、介護用品のレンタル・販売等

(6) 企業集団の主要拠点等 (2025年10月31日現在)

① 主要な営業所及び工場の状況

当社は、本社管理本部を札幌市中央区に置き、営業統括本部を東京都港区に置いております。

なお、主要な営業所の数は下記のとおりであります。

■ 地域別事業所数 (非営業部門は除く)

	地域名	建設関連事業		その他の事業	
		当社単独	連結子会社	当社単独	連結子会社
国 内	北海道	73	26	2	0
	東 北	53	31	0	0
	関 東	44	31	1	5
	中 部	22	11	0	0
	近 畿	8	16	0	9
	中 国	3	4	0	11
	四 国	4	1	0	2
	九 州	5	78	0	27
海 外	中 国	0	3	0	0
	豪 州	0	11	0	0
合 計		424		57	

②企業集団の使用人の状況

	使用人数(名)
建設関連事業	3,356
その他の事業	375
全社（共通）	202
合 計	3,933

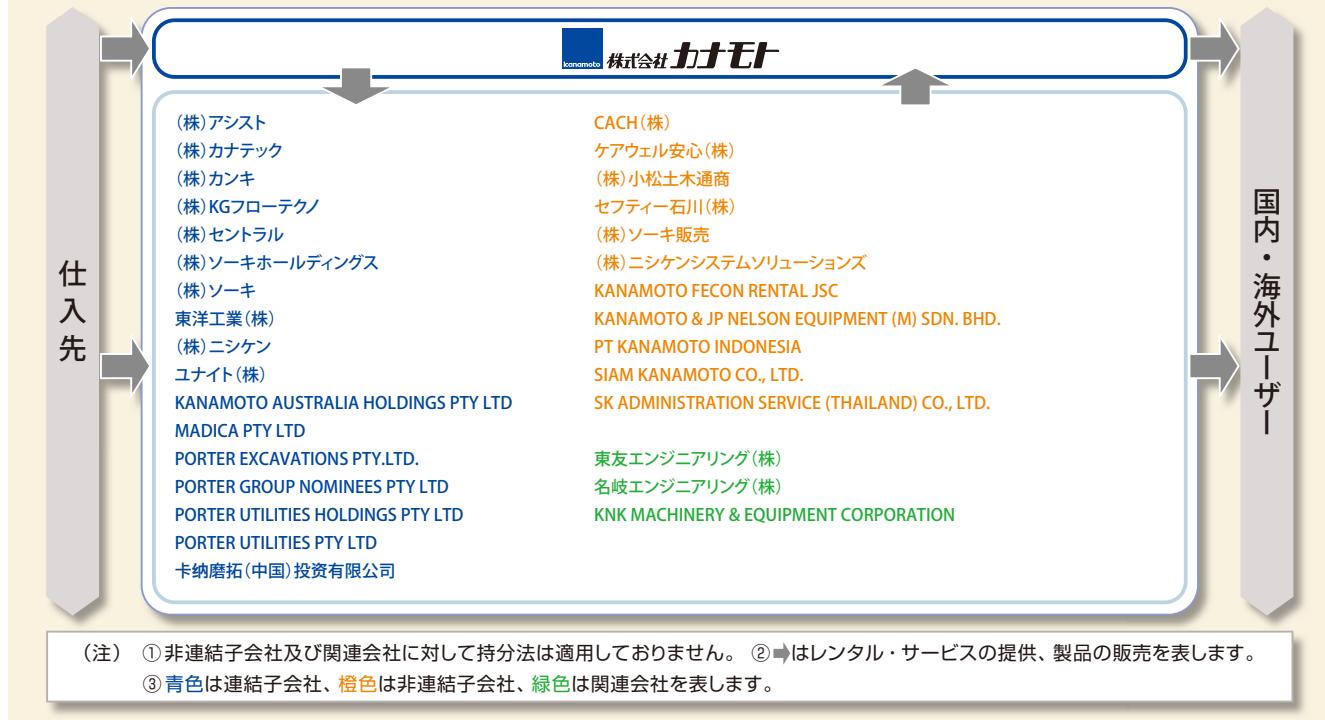
(注) 1. 使用人数は就業人員であり、役員、嘱託、臨時社員を含んでおりません。

2. 使用人數合計は前連結会計年度末に比べ41名増加しております。

3. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

ご参考

カナモトグループ事業系統図 (2025年10月31日現在)



③ 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
2,001	+6	40.5	13.2

(注) 使用人数は就業人員であり、役員、嘱託、臨時社員を含んでおりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社アシスト	136	100.0	什器備品・保安用品等のレンタル・販売
株式会社カナテック	100	100.0	仮設ユニットハウスの設計・販売・レンタル
株式会社カンキ	99	100.0	建設機械のレンタル・販売
株式会社KGフローテクノ	20	100.0	地盤改良工事や地下構造物建築に利用する特殊機械のレンタル・設計製造販売
株式会社セントラル	410	100.0	建設機械・設備機器・仮設ハウス・備品のレンタル・販売
株式会社ソーキホールディングス	1	100.0	持株会社
東洋工業株式会社	31	100.0	シールド工法関連の周辺機器のレンタル・販売
株式会社ニシケン	1,139	84.5	建設機械、仮設資材、福祉用具、介護用品等のレンタル・販売
ユナイト株式会社	1,144	66.9	道路建機のレンタル・販売、道路工事施工
卡納磨拓（中国）投資有限公司	2,376	100.0	建設機械のレンタル・販売
KANAMOTO AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD	5,687	100.0	持株会社

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2025年10月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	6,946
株式会社北洋銀行	6,705
株式会社七十七銀行	5,490
株式会社北海道銀行	4,780
北海道信用農業協同組合連合会	4,540
株式会社みずほ銀行	2,918
農林中央金庫	2,370
株式会社第四北越銀行	1,610
株式会社青森みちのく銀行	1,495
株式会社西日本シティ銀行	1,490

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当政策に関しましては、今後も事業環境に関わらず一定の配当を安定して行い、さらに業績に応じて利益還元を加える累進配当を目指してまいります。その上で、財務体质の強化と将来の積極的事業展開に必要な内部留保の充実を図ることを基本方針としております。

2025年10月期の期末配当は50円、中間配当45円と合わせて、1株当たり年間配当は95円とすることを取締役会で決議しております。また、内部留保金は、レンタル用資産等の設備投資の源泉として株主資本充実に充てる予定です。なお、資本政策を機動的に行えるよう自己株式買入れの体制も整っております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2025年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 130,000,000株
 ② 発行済株式の総数 38,742,241株（自己株式3,917,064株を含む）
 ③ 株主数 7,117名
 ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,733	10.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,217	6.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,174	3.37
オリックス株式会社	960	2.76
カナモトキャピタル株式会社	915	2.63
株式会社北海道銀行	888	2.55
株式会社北洋銀行	763	2.19
上田八木短資株式会社	700	2.01
東京海上日動火災保険株式会社	668	1.92
SMBC日興証券株式会社	666	1.91

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は、自己株式を保有していますが、上記大株主から除外しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年12月6日開催の取締役会決議により、2024年12月9日から2025年8月29日の期間で市場買付けにより自己株式637,300株を取得いたしました。

また、当社は、株主価値の向上を図るため、2025年12月5日開催の取締役会において、取得する株式総数の上限を90万株、取得価額の総額の上限を30億円として、2025年12月8日から2026年6月30日の期間で市場買付けにより自己株式を取得する旨を決議いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2025年10月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	性別	地位及び担当	重要な兼職の状況
金本 寛中	男性	代表取締役会長	卡納磨拓(中国)投資有限公司董事長 東洋工業株式会社代表取締役社長
金本 哲男	男性	代表取締役社長 執行役員 営業統括本部長	ユナイト株式会社代表取締役会長 株式会社KGフローテクノ代表取締役会長 株式会社ソーキホールディングス代表取締役社長 株式会社カンキ代表取締役会長
金本 龍男	男性	取締役 執行役員 鉄鋼事業部管掌	
橋口 和典	男性	取締役 執行役員 人事部長 兼 事業開発室長	
三野宮 朗	男性	取締役 執行役員 業務部長 兼 特販部長	株式会社力ナテック代表取締役社長
渡部 純	男性	取締役 執行役員 レンタル事業部長 兼 レンタル事業部特需営業部長 兼 ニュープロダクツ室長	株式会社KGフローテクノ代表取締役社長
廣瀬 俊	男性	取締役 執行役員 経理部長 兼 広報室長 兼 事務センター管掌	
山下 英明	男性	取締役 執行役員 海外事業部長	
有田 英司	男性	取締役(社外取締役)	
米川 元樹	男性	取締役(社外取締役)	
田端 綾子	女性	取締役(社外取締役)	弁護士
大川 哲也	男性	取締役(社外取締役)	弁護士
澁谷 直美	女性	取締役(社外取締役)	
金本 栄中	男性	常勤監査役	
横田 直之	男性	常勤監査役	
生島 典明	男性	監査役(社外監査役)	
石若 保志	男性	監査役(社外監査役)	公認会計士
竹内 巖	男性	監査役(社外監査役)	

(注) 1. 取締役有田英司氏、米川元樹氏、田端綾子氏、大川哲也氏、澁谷直美氏は、社外取締役であります。

2. 監査役生島典明氏、石若保志氏、竹内巖氏は、社外監査役であります。

3. 監査役横田直之氏、竹内巖氏は、銀行業務の経験が長く、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。

4. 監査役石若保志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。

5. 取締役有田英司氏、米川元樹氏、田端綾子氏、大川哲也氏、澁谷直美氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所および札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。

6. 監査役生島典明氏、石若保志氏、竹内巖氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所および札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。

7. 当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める限度額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社および一部の子会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社および一部の子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者としております。

② 保険契約の内容の概要

当該保険契約により被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、故意による法令違反に係る損害賠償請求など一定の事由に対しては填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額会社が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬額等の総額

① 当事業年度に係る報酬額等の総額

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役(うち社外取締役)	11(3)	138(5)	122(5)	16(−)
監査役(うち社外監査役)	5(3)	32(5)	32(5)	−(−)
合計	16(6)	170(10)	154(10)	16(−)

(注)1.上記の支給人員には、無報酬の取締役3名(社外取締役)は含まれておりません。

2.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等相当額75百万円(賞与を含む)は含まれておりません。

② 非金銭報酬等に関する事項

当社は、取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。対象取締役は当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。この金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内といたします。また、株式の割当を受けた日より、3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定めた期間を譲渡制限期間とし、譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が定める地位を退任した場合は、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は割当株式を無償で取得いたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1991年1月24日開催の第26回定時株主総会において年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の人数は9名です。また上記年額報酬とは別枠で、2021年1月28日開催の第56回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対して、譲渡制限付株式として年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の人数は9名です。

監査役の報酬限度額は、2007年1月26日開催の第42回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の人数は2名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、多数の取締役が執行役員を兼務しております。取締役の報酬は経営の意思決定及び監督機能の対価として定額的なもの、執行役員の報酬は業績に応じた評価を反映したものとし、報酬の一定部分を業績に連動させることでインセンティブとして機能するようにしてあり、それそれを明確に分けて考えております。社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から定額報酬としております。

取締役の報酬については、取締役会において代表取締役社長に一任することを決議した上で、各取締役に対する評価を元に、株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で報酬を決定しております。なお、当社は、2025年11月1日付で、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会を設置いたしました。同日以後の取締役の報酬等につきましては、指名報酬委員会にて報酬案を決定し、取締役会の決議により決定する方針とすることを取締役会で決議しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長金本哲男に委任しております。委任した理由は、当社業績を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は個人別の報酬等について当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における活動状況

区分	氏名	社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	有田 英司	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席しております(出席率100%)。主に業界経験と知見から必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
取締役	米川 元樹	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席しております(出席率100%)。主に企業経営に関する必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
取締役	田端 紗子	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席しております(出席率100%)。主に弁護士としての専門的見地から必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
取締役	大川 哲也	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席しております(出席率100%)。主に弁護士としての専門的見地から必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
取締役	澁谷 直美	就任以来開催の取締役会4回すべてに出席しております(出席率100%)。主に業界経験と知見から必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
監査役	生島 典明	当事業年度開催の取締役会5回すべてに(出席率100%)、また、監査役会8回すべてに出席しております(出席率100%)。主に市政に関与し行政運営に携わってきた豊富な経験から、必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
監査役	石若 保志	当事業年度開催の取締役会5回すべてに(出席率100%)、また、監査役会8回すべてに出席しております(出席率100%)。主に公認会計士としての専門的見地から必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
監査役	竹内 巍	当事業年度開催の取締役会5回すべてに(出席率100%)、また、監査役会8回すべてに出席しております(出席率100%)。主に長年の金融機関での勤務経験から必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。

(注) 上記の他、意思決定の迅速化を図るため会社法第370条の規定に基づく書面決議を3回実施しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	54
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等を総合的に検討し、また過去の報酬実績も参考にして、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3. 当社の監査証明業務に基づく報酬について、上記以外に、当連結会計年度において前連結会計年度に係る追加報酬1百万円があります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2021年1月28日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定の決議をいたしました。それに伴い、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について改定を行いました。決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当子会社は、コンプライアンスに関する規範として「倫理規程」を定め、社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下、全社を挙げて法令・倫理規程遵守の体制を整備するとともに、当社の経営理念、社員行動基準を集約したハンドブックを全役職員に配布することでコンプライアンス精神の浸透を図っております。また、相談・通報制度として、窓口を社内外に設置し、社員等からの相談・通報を直接受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないよう万全の体制を期しております。なお、重要な法的課題に対しては社長直轄の組織として法務室を設置し、意思決定において適法な判断を行うことができる体制を整えております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および文書取扱規程、文書保存規程に則り文書等の保存を行っております。また、情報の管理は内部者情報管理規程および一般情報管理規程に則り、個人情報については個人情報保護規程および個人情報保護マニュアルに則って対応しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当子会社は、各部門が所管業務に付随するリスクを認識、評価する仕組みを整備し、事前に予防する体制を構築しております。各部門の権限と責任を明確にし、取締役会の下、組織横断的にリスク管理の状況を監督し、新たなリスクを見発できる体制を構築しております。また、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生、または発生するおそれが生じた場合は、「有事対応マニュアル（コンテンジエンシー・プラン）」に基づき適切に対応するとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当子会社は、定期的に開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行および監視に関する意思決定を機動的に行っております。当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受けております。経営計画については、次期事業年度および中期の予算を立案し、具体的な数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に示しております。各部門では部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的な施策を実行しております。また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担うものとしております。取締役の任期は1年とし、変化の厳しい経営環境に迅速に対応するものとしております。

⑤ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の「倫理規程」をグループ各社へ準用するよう求め、そこで規定されるコンプライアンス委員会や相談・通報制度の対象範囲をグループ企業全体に広げ、業務の適正化が行き渡るようにしてしております。

また、当社および関係会社は、金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制および決算財務報告に係る内部統制ならびに業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行っております。なお、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は次の役割を確認しております。

[1] 経営者は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用しております。

[2] 取締役会は、経営者の内部統制の整備および運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行しているか経営者を監視・監督しております。

- [3] 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備および運用状況を監視、検証しております。
- [4] 内部統制監査室は、監査規程に則り、当社および関係会社における財務報告に係る内部統制の有効性について経営者に代わり独立した立場で客観的に評価し、必要に応じてその改善、是正に関する提言とともに経営者ならびに取締役会に報告しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者につきましては、監査役の要請に応じて業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。監査役が指定する補助すべき事項につきましては、指名された使用者への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとすることで、監査役の指示の実効性を確保しております。

⑦ 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

使用者の人事（任命・異動・評定）については、監査役の同意を得るものとします。

⑧ 取締役および使用者が監査役に報告をするための体制 その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席します。当社および当社子会社の取締役および使用者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告しております。常勤監査役は、稟議書の回覧を受け、必要に応じて、取締役および使用者にその説明を求めるることができます。監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとします。

また、監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をしており、内部統制監査室は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役ならびに監査役に監査報告書を提出します。

なお、監査役および内部統制監査室は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っております。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用または債務を処理しております。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、「倫理規程」のなかで、社会の秩序や安全ならびに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないこととする旨を定め、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修など、社員教育に努めております。また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除するものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社および当社子会社は、法令の定めに従い、毎期内部統制の整備および運用状況を評価し、その適正性について外部監査人による監査を実施しております。

また、統制レベルを維持・強化する目的から、内部統制監査室による当社および関連会社の監査を毎期実施しており、必要に応じ、経営者および取締役会ならびに監査役会、内部統制委員会に報告しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

■連結損益計算書

		第61期 (2024.11.1~2025.10.31)
(単位:百万円)		
売上高		213,266
売上原価		148,199
売上総利益		65,067
販売費及び一般管理費		47,698
営業利益		17,369
営業外収益		1,225
受取利息及び配当金		510
受取保険金		82
受取賃貸料		70
受取出向料		61
為替差益		103
貸倒引当金戻入額		85
その他		310
営業外費用		643
支払利息		270
リース解約損		34
廃棄物処理費用		88
その他		249
経常利益		17,951
特別利益		39
固定資産売却益		28
投資有価証券売却益		10
特別損失		728
減損損失		188
固定資産除売却損		512
関係会社整理損		27
税金等調整前当期純利益		17,262
法人税、住民税及び事業税		5,828
法人税等調整額		△ 305
当期純利益		11,740
非支配株主に帰属する当期純利益		762
親会社株主に帰属する当期純利益		10,977

■連結貸借対照表

【資産の部】 (単位：百万円)

第61期
(2025.10.31)

流動資産	130,835
現金及び預金	61,110
受取手形、売掛金及び契約資産	40,670
電子記録債権	10,012
商品及び製品	1,217
原材料及び貯蔵品	1,650
建設機材	12,996
その他	3,402
貸倒引当金	△ 225
固定資産	193,253
有形固定資産	170,668
レンタル用資産	106,187
建物及び構築物	20,861
機械装置及び運搬具	2,354
工具、器具及び備品	739
土地	40,046
リース資産	161
建設仮勘定	316
無形固定資産	3,888
のれん	1,897
顧客関連資産	1,073
その他	917
投資その他の資産	18,696
投資有価証券	13,719
繰延税金資産	1,301
長期貸付金	1,341
その他	2,602
貸倒引当金	△ 266
資産合計	324,088

【負債の部】 (単位：百万円)

第61期
(2025.10.31)

流動負債	84,965
支払手形及び買掛金	13,251
電子記録債務	17,892
短期借入金	17,690
リース債務	1,699
未払法人税等	3,469
賞与引当金	1,851
未払金	23,519
その他	5,592
固定負債	81,659
長期借入金	37,418
リース債務	3,298
長期末払金	37,689
退職給付に係る負債	345
資産除去債務	726
繰延税金負債	2,040
その他	141
負債合計	166,625
純資産の部	
株主資本	139,891
資本金	17,829
資本剰余金	19,680
利益剰余金	111,992
自己株式	△ 9,610
その他の包括利益累計額	7,337
その他有価証券評価差額金	4,824
為替換算調整勘定	2,545
退職給付に係る調整累計額	△ 31
非支配株主持分	10,233
純資産合計	157,463
負債・純資産合計	324,088

■連結株主資本等変動計算書

第61期間(2024.11.1～2025.10.31)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,829	19,546	104,177	△ 7,670	133,883
当期変動額					
剩余金の配当			△ 3,162		△ 3,162
親会社株主に帰属する当期純利益			10,977		10,977
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		117			117
自己株式の取得				△ 1,999	△ 1,999
譲渡制限付株式報酬		17		59	76
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	134	7,815	△ 1,940	6,008
当期末残高	17,829	19,680	111,992	△ 9,610	139,891

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,586	0	2,576	△ 37	6,125	9,705	149,713
当期変動額							
剩余金の配当							△ 3,162
親会社株主に帰属する当期純利益							10,977
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							117
自己株式の取得							△ 1,999
譲渡制限付株式報酬							76
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,238	△ 0	△ 31	6	1,212	528	1,740
当期変動額合計	1,238	△ 0	△ 31	6	1,212	528	7,749
当期末残高	4,824	—	2,545	△ 31	7,337	10,233	157,463

独立監査人の監査報告書

株式会社カナモト
取締役会 御中

2025年12月17日

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 裕人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新木 亘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナモトの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナモト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■損益計算書

		第61期 (2024.11.1~2025.10.31)
	(単位: 百万円)	
売上高		131,511
売上原価		95,877
売上総利益		35,634
販売費及び一般管理費		25,354
営業利益		10,279
営業外収益		1,867
受取利息及び受取配当金		589
受取賃貸料		356
受取出向料		271
為替差益		103
貸倒引当金戻入額		283
その他		262
営業外費用		469
支払利息		214
貸倒引当金繰入額		3
その他		252
経常利益		11,677
特別利益		18
固定資産売却益		18
特別損失		321
固定資産除売却損		321
税引前当期純利益		11,374
法人税、住民税及び事業税		3,458
法人税等調整額		△ 164
当期純利益		8,080

■貸借対照表

【資産の部】 (単位:百万円)

		第61期 (2025.10.31)
流動資産		79,183
現金及び預金		29,439
受取手形、売掛金及び契約資産		26,634
電子記録債権		7,487
商品及び製品		361
原材料及び貯蔵品		998
建設機材		10,319
前払費用		587
短期貸付金		2,861
その他		534
貸倒引当金		△ 39
固定資産	151,780	
有形固定資産	109,962	
レンタル用資産		60,147
建物		11,111
構築物		2,223
機械及び装置		1,180
車両運搬具		145
工具、器具及び備品		311
土地		34,629
建設仮勘定		212
無形固定資産	211	
ソフトウエア		161
電話加入権		17
その他		32
投資その他の資産	41,606	
投資有価証券		9,038
関係会社株式		28,896
出資金		11
長期貸付金		3,025
その他		1,294
貸倒引当金		△ 658
資産合計	230,964	

【負債の部】 (単位:百万円)

		第61期 (2025.10.31)
流動負債		59,024
支払手形		1,385
電子記録債務		14,050
買掛金		7,486
短期借入金		13,536
未払法人税等		2,157
賞与引当金		886
未払金		16,836
未払費用		537
設備関係支払手形		22
設備関係電子記録債務		663
その他		1,462
固定負債	58,295	
長期借入金		29,133
長期未払金		28,684
繰延税金負債		107
資産除去債務		369
負債合計	117,319	
【純資産の部】		
株主資本	109,083	
資本金		17,829
資本剰余金		19,383
資本準備金		18,950
その他資本剰余金		433
利益剰余金		81,480
利益準備金		1,375
その他利益剰余金		80,105
固定資産圧縮積立金		22
別途積立金		62,731
繰越利益剰余金		17,350
自己株式		△ 9,610
評価・換算差額等	4,561	
その他有価証券評価差額金		4,561
純資産合計	113,644	
負債・純資産合計	230,964	

■株主資本等変動計算書

第61期間(2024.11.1~2025.10.31)

(単位:百万円)

	資本金	株 主 資 本				利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	17,829	18,950	415	19,366	1,375	22	62,731	12,431	76,561	
当期変動額										
剰余金の配当				—					△ 3,162	△ 3,162
固定資産圧縮積立金の取崩				—		△ 0			0	—
当期純利益				—					8,080	8,080
自己株式の取得				—						—
譲渡制限付株式報酬			17	17						—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—						—
当期変動額合計	—	—	17	17	—	△ 0	—	4,919	4,918	
当期末残高	17,829	18,950	433	19,383	1,375	22	62,731	17,350	81,480	

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 7,670	106,088	3,467	3,467	109,555
当期変動額					
剰余金の配当		△ 3,162		—	△ 3,162
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—	—
当期純利益		8,080		—	8,080
自己株式の取得	△ 1,999	△ 1,999		—	△ 1,999
譲渡制限付株式報酬	59	76		—	76
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	1,093	1,093	1,093
当期変動額合計	△ 1,940	2,995	1,093	1,093	4,088
当期末残高	△ 9,610	109,083	4,561	4,561	113,644

独立監査人の監査報告書

株式会社カナモト
取締役会 御中

2025年12月17日

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 裕人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新木 亘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナモトの2024年11月1日から2025年10月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のようにして監査を行った結果、監査報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月24日

株式会社カナモト	監査役会
常勤監査役	金本 栄中 (印)
常勤監査役	横田 直之 (印)
社外監査役	生島 典明 (印)
社外監査役	石若 保志 (印)
社外監査役	竹内 巍 (印)

(第61期事業報告了)

以上

2024.11	鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）を開設		カナモトグループ統合報告書2025 ダイジェスト動画を公開
2024.12	建設RXコンソーシアム Exhibition 2024に出展（品川インターナショナルホール）		2025年10月期業績予想の修正について発表
2025.1	第60期（2024年10月期）決算発表		EE 東北'25 (ENGINEERING EXHIBITION TOHOKU 2025) に出演（みやぎ産業交流センター 夢メッセみやぎ）
2025.2	配当予想の修正（設立60周年記念配当）について発表		第61期（2025年10月期）第2四半期（中間期）決算発表
2025.3	自己株式取得に係る事項の決定について発表		剩余金の配当（中間配当）および配当予想の修正について発表
2025.4	中期経営計画「Progress 65」の策定について発表		機関投資家向けオンライン決算説明会を実施
2025.5	機関投資家向けオンライン決算説明会を実施		カナモトサンクスフェア2025：秋田を皮切りにスタート
2025.6	航空自衛隊から「令和6年能登半島地震」の当社対応に対する感謝状を授与		第7回国際 建設・測量展（CSPI-EXPO2025）に出演（幕張メッセ）
2025.7	剩余金の配当について発表		占冠機械センター（北海道勇払郡）を開設
2025.8	つくば営業所（茨城県つくば市）を開設		大和インベスター・リレーションズ株式会社主催の個人投資家向けオンライン会社説明会へ参加
2025.9	第60回定時株主総会を開催		指名報酬委員会の設置について発表
2025.10	譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分について発表		第61期（2025年10月期）第3四半期決算発表
2025.11～12	WIND EXPO [2025春] 風力発電展に出演（東京ビッグサイト）		株主優待品一部変更について発表
2025.12	新技術「クラウド安全点検表 Digital Safe Check (DSC)」提供開始について発表		室蘭満天花火2025にオフィシャルパートナーとして協賛
2025.1	工具通販大手MonotaROのECサイト「モノタロウ」で建機レンタルサービスを開始		大和インベスター・リレーションズ株式会社主催の個人投資家向け会社説明会 in 福岡へ参加
2025.2	自己株式の取得状況および取得終了について発表		日経・東証IRフェア2025にて会社説明会を実施（東京ビッグサイト）
2025.3	令和6年度「北海道若年優秀技能者知事賞」を受賞		デジタルデータソリューション株式会社とデータインシデント対応・サイバーセキュリティ分野における業務提携を締結
2025.4	第61期（2025年10月期）第1四半期決算発表		コーポレートサイト（ https://www.kanamoto.co.jp ）をリニューアル
2025.5	健康経営優良法人2025（大規模法人部門）に認定		第61期（2025年10月期）決算発表
2025.6	マルチステークホルダー方針およびパートナーシップ構築宣言を公表		配当予想の修正（増配）について発表
2025.7	グループ合同入社式・新入社員研修を実施（新入社員は89名）		自己株式取得に係る事項の決定について発表
2025.8	西会津営業所（福島県耶麻郡）を開設		機関投資家向けオンライン決算説明会を実施
2025.9	創エネ・蓄エネ機能を持つ仮設ハウス「クリーンエネ・ハウス」がNETIS登録		剩余金の配当について発表
2025.10	第55回岩崎トータルソリューションフェア2025に出演（アクセスサッポロ）		
2025.11～12	オンラインレンタル「Quick Order Rental」サービス開始について発表		

凡例

1Q 11月・12月・1月

2Q 2月・3月・4月

3Q 5月・6月・7月

4Q 8月・9月・10月

第62期(2026年10月期)の見通しにつきましては、建設市場は、国土強靭化や防災・減災対策、インフラ老朽化対応、防衛関連工事の進展により、公共投資が底堅く推移する見通しです。民間では、都市再開発、データセンター整備、サプライチェーン強靭化、カーボンニュートラル関連投資が継続し、企業の設備投資意欲はDX・GXの進展も背景に着実に高まっていると見られます。こうした官民双方の投資環境を背景に、建設投資は堅調に推移すると予測されます。

しかしながら、建設資材・エネルギー価格の高止まりや労務需給の逼迫、建設業

における時間外労働規制への対応など、供給面の制約は慢性的に続いており、事業環境には慎重な見極めが必要です。建設機械レンタル市場においても底堅い需要が見込まれる一方、供給制約を踏まえると、需要の急拡大は限定的となる見通しです。

かかる状況下、当社グループでは、中期経営計画(2025~2029年度)の目標達成へ向けた取り組みを推進しつつ、有効的な資産投資や管理体制の強化に注力し、稼働率向上に向けた施策の継続に努めてまいります。また、現場の省力・効率化、安全対策及び環境対策等に適応す

る技術の開発や導入に加え、業務提携にも積極的に参画することで、高品質なサービスの提供と付加価値の向上にも取り組んでまいります。

これらの施策により、2026年10月期の連結業績につきましては、売上高は2,210億円(前年同期比3.6%増)、利益面につきましては、営業利益は187億円(同7.7%増)、経常利益は189億円(同5.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は114億円(同3.9%増)を予想しております。

2026年10月期の連結業績予想(累計)

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)
第2四半期	108,500(3.2)	8,700(1.9)	8,900(4.4)	5,400(4.4)	157.34
通期	221,000(3.6)	18,700(7.7)	18,900(5.3)	11,400(3.9)	333.64

(注)括弧内の数字は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率(%)を記載しております。

配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
2025年10月期	—	円 銭 45.00	—	円 銭 50.00	円 銭 95.00
2026年10月期(予想)	—	50.00	—	50.00	100.00

中期経営計画「Progress 65(プログレス ロクゴー)」

当社は、2024年12月に2025～2029年度の5か年を対象とする中期経営計画「Progress 65～成長と効率化の両立に向けて～」を策定いたしました。「成長戦略と資本効率の改善」、「DX戦略の強化」、「サステナビリティへの取り組み」の3つの重点施策を柱に、事業環境に左右されない確固とした収益基盤の構築と持続可能な社会の実現に向けた貢献を目指します。

中期経営計画「Progress 65～成長と効率化の両立に向けて～」

収益基盤を確保しながら確実な成長を果たすと同時に、資本効率の改善に注力する。持続可能な社会の実現に向けた課題にも積極的に取り組み、真のゼネラルレンタルカンパニーの実現に向けた着実な歩みを進める。

重点施策

①成長戦略と資本効率の改善

- 建機レンタル事業における2つの取り組み(効率性、生産性)強化
- 建機レンタル及び周辺ビジネスでのM&A推進
- 経営資源の効率性追求
- 海外展開の強化

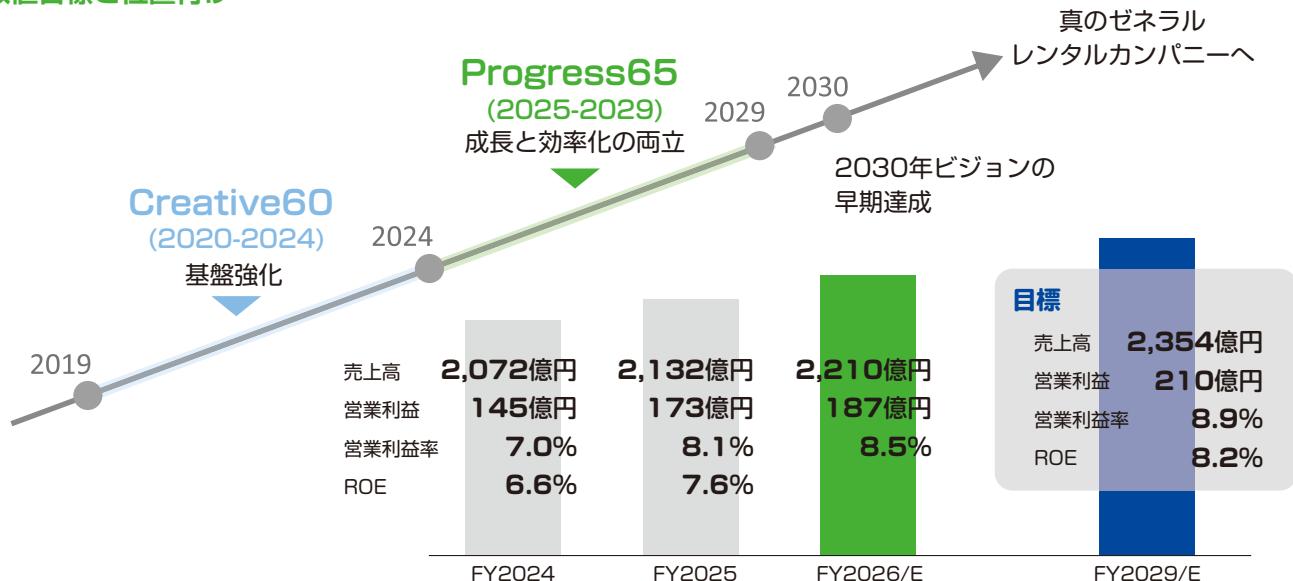
②DX戦略の強化

- BIM/CIM、ICTの活用
- 新商品、新商材の開発
- 業務の改善→事業改革→事業変革
- 整備業務の見える化、組織強化

③サステナビリティへの取り組み

- 人権方針
- 人的資本投資の拡充
- TCFD、環境対応の推進
- ESG

数値目標と位置付け



議決権行使書を郵送いただく従来の方法でも、インターネット等でも議決権行使ができます。

1



- インターネット等の議決権行使サイトはパソコンのほかスマートフォンでもアクセスできます。
- 郵送・インターネット等により重複して行使された場合は、インターネット等による議決権行使が有効になります。
- インターネット等で議決権行使を複数回行った場合は、一番最後のものが有効となります。
- インターネット等による議決権行使は、

2026年1月21日(水)午後5時まで 行使してください。

2

- 専用サイトのURLは株主総会招集ご通知に記載しております。
- インターネット等の議決権行使サイトにログインする際には、議決権行使書用紙に記載の**ログインID**と、**仮パスワード**が必要です。
- スマートフォンで議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってログインすることができます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3

議決権行使サイトに関するお問い合わせは…

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部ヘルプデスクまで

電話 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 9:00~21:00 (平日・土日も含む)



※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(ダイヤルアップ接続料金・電話料金等)、また、スマートフォンをご利用の場合のパケット通信料等の利用料金については株主様のご負担となります。

●詳しくは株主総会招集ご通知をご覧ください。

配当金の振込先に関しましては、株式を預託している口座管理機関(証券会社等)へお申し出ください。

なお、お問い合わせは「三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部(配当係) **0120-232-711**」へお願ひいたします。

会社概要 (2025年10月31日現在)

商号 株式会社力ナモト (英文: Kanamoto Co., Ltd.)
本社 札幌市中央区大通東3丁目1番地19
営業統括本部 東京都港区芝大門1丁目7番地7
設立 1964 (昭和39) 年10月28日
資本金 178億29百万円 (払込済資本金)
上場取引所 東京証券取引所プライム市場・札幌証券取引所
証券コード 9678
発行済株式総数 38,742千株
連結売上高 2,132億66百万円 (2025年10月期)
連結従業員数 3,933名 (役員、嘱託、臨時社員を除く)

株主メモ

事業年度 11月1日～翌年10月31日
定期株主総会 毎年 1月中
同総会議決権行使株主確定日 毎年 10月31日
中間配当金受領株主確定日 毎年 4月30日
期末配当金受領株主確定日 每年 10月31日

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関 同上
同事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社
同郵便物送付先 三菱UFJ信託銀行株式会社
及び電話照会先 同上

役員 (2025年10月31日現在)

代表取締役会長	金本 寛中	監査役	金本 栄中
代表取締役社長	金本 哲男*	横田 直之	生島 典明
取締役	金本 龍男*	石若 保志	竹内 巖
	橋口 和典*		
	三野宮 朗*		
	渡部 純*		
	廣瀬 俊*		
	山下 英明*		
	有田 英司	佐藤 信幸	中谷 秀樹
	米川 元樹	田中 誠一	渡辺 光郎
	田端 紗子	小野田 隆司	山根 恵司
	大川 哲也	伊藤 徹	藤原 靖仁
執行役員	澁谷 直美		

(注) 1. *印の取締役は、執行役員を兼任しております。

2. 取締役有田英司氏、米川元樹氏、田端綾子氏、大川哲也氏、澁谷直美氏は、社外取締役であります。

3. 監査役生島典明氏、石若保志氏、竹内巖氏は、社外監査役であります。

当社公告の掲載につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたします。

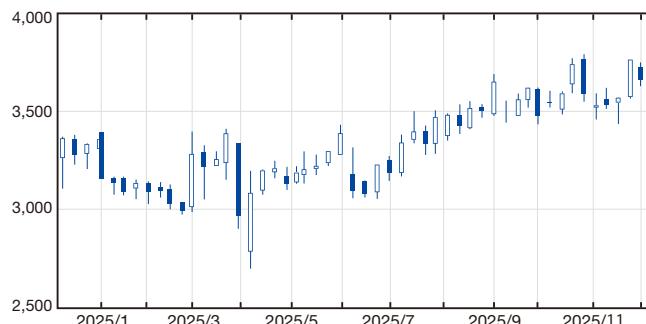
ウェブサイトのURLは下記のとおりです。

<https://www.kanamoto.co.jp> または <https://www.kanamoto.ne.jp>
 なお、やむを得ない事由により、ウェブサイトに公告を掲載することができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

証券代行部 ☎ 100-8212 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
 証券代行部 ☎ 137-8081 新東京郵便局 私書箱第29号
 電話 0120-232-711

株価チャート (週足)

(単位: 円)



株式に関する各種お手続きについて

(1) 株主様の住所変更、配当金の振込みのご指定、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

(2) 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にもお取次ぎいたします。

(3) 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。



<https://www.kanamoto.co.jp>
(証券コード9678)



本社

〒060-0041 札幌市中央区大通東3丁目1番地19 Tel:(011)209-1600(大代表)

営業統括本部

〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目7番地7 Tel:(03)5408-5600
